

# 愛知県信用保証協会常勤役員報酬規程

(目的)

**第1条** この規程は、常勤役員（常勤の理事及び監事をいう。以下同じ。）の報酬（報酬月額及び手当）に関する事項を定める。

(報酬月額)

**第2条** 常勤役員の就任時の報酬月額は、職員給与規程第3条別表第1の給料表10級の号給を準用し、別表に定める号給に一定の率を乗じて得た額とする。

また、在任1年を経過することにより4号給を限度として上位の号給を支給することができる。ただし、在任6年を経過後は、理事長が別に定める。

なお、報酬月額の改定は、職員の給与改定に準じて行う。

2 理事長が別に定める役員については、前項に定める報酬月額に職員給与規程第8条及び第14条を準用した額を加えることができる。

(期末手当)

**第3条** 期末の手当は、職員に準じて支給する。

(退職手当等)

**第4条** 退職手当等は、別に定める「愛知県信用保証協会役員退職手当等規程」により支給する。

(支給方法)

**第5条** 支給方法等については、職員に準じて支給する。

(その他)

**第6条** この規程に定めのない事項については、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 昭和52年10月1日から実施の常勤役員の給与に関する支給基準は、廃止する。

附 則

この規程は、平成16年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成18年5月22日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 2 適用日前日に在籍する役員に係る適用日における号給は、就任時の号給に、就任後の経過年数1年に対し4号給を加算した号給とする。

ただし、適用日前日の月額報酬に達しない場合は、適用日前日の月額報酬の額に達するまでの間、その差額を支給する。

附 則

この規程は、平成25年6月1日から施行する。

## 別表

区分	就任時の号給	率
理事長	10級1号給	150/100
副理事長	10級1号給	125/100
常務理事	10級1号給	112/100
常勤理事	10級1号給	105/100
常勤監事	10級1号給	100/100

就任時の号給について特別の事由があるときは、20号給を限度として理事長が定めることができる。